

令和3年（行ウ）第7号町議会議員懲罰処分取消等請求事件

原告 土屋由希子

被告 湯河原町

5

文書提出命令の申立てに対する被告の意見

令和3年8月23日

横浜地方裁判所第1民事部合議B係 御中

10

被告訴訟代理人

弁護士 川島 清嘉



同 川島 志保



15

同 中村 真由美



同 原田 隆之介



20

第1 申立ての趣旨に対する答弁

被告は、原告が主張する文書の原本が存在することは争わないが、以下の理由により、本件申立てを却下するよう求める。

第2 被告の主張

25

1 本件文書の取り調べは不要である（民事訴訟法181条1項）

（1）原告が本件文書の提出を求めるのは、一般質問における原告の発言の具体的

内容を明らかにすることによって、当該発言が第一次懲罰の理由とされた「秘密会の議事の口外」には該当しないこと、即ち、第一次懲罰が違法であること立証するため必要であるという趣旨のようである。

(2) しかしながら、第一次懲罰の適否の問題は、本件訴訟のいずれの訴えとの関係でも争点にならず、判断する必要がない。その理由は下記のとおりである。

5 ア 第一次懲罰の取消し訴訟

第一次懲罰の取消しを求める訴えは、①司法審査の対象とならない、②处分性がない、③訴えの利益を欠くに至っているから、却下されるべきである（詳細は被告準備書面2の4～10頁）。

10 イ 第二次懲罰の取消し訴訟

第二次懲罰の取消しを求める請求は、訴えの利益がなく却下されるべきである（同11～12頁）

ウ 国家賠償請求訴訟

裁判所は、第一次懲罰についての議会の自律的な判断を前提として、第一次懲罰が有効であることを前提として、国家賠償請求訴訟の当否の判断をすべきであるから、第一次懲罰の適否は、国家賠償請求訴訟との関係でも争点にならない（同24頁）。

(3) さらに、被告は、第一次懲罰の理由である「秘密会の議事の口外」の内容が、町税等特別委員会の秘密会に配布された滞納者リストの取扱いについての原告の発言であることを認めている。仮に、裁判所が第一次懲罰の適否に踏み込んだ判断をする必要があるとしても、原告の発言の内容が、「秘密会に配布された滞納者リストの取扱いについての指摘」であることまで認定することができれば十分であって、「(配布された滞納者リストが)回収されていないという事實を指摘したこと」まで認定する必要はない。

25 (4) 以上の理由により、①第一次懲罰の適否は、いずれの訴訟物との関係でも争点にならない、又は、②第一次懲罰の適否の判断をする必要があるとしても、

適否の判断には「(配布された滞納者リストが)回収されていないという事実を指摘したこと」の認定は不要であるから、本件文書の取り調べも不要である。

2 本件文書は民事訴訟法220条3号の法律関係文書に該当しない

- (1) 湯河原町議会の定例会会議録は、地方自治法123条及び湯河原町議会規則
5 113条に基づき作成されたものであり、その目的は「会議の次第その他の記録を公的な文書として作成・保存しておく」(注釈「地方自治法〈全訂〉」2072頁。乙15) ことにあって、議会と議員との間の法律関係を定める性質のものではない。
- (2) 最判平成30年4月26日集民258号61頁は、地方議会の会議録について、「県議会議員に対して議事における発言が配布用会議録に記載される権利利益を付与したものということはできない」と判断している。
- (3) 以上の理由により、本件文書は民事訴訟法220条3号の法律関係文書に該当しない

3 本件文書は民事訴訟法220条4号口の文書に該当する

- (1) 地方自治法は、会議録の作成について、「議長は、事務局長・・・に書面・・・により会議録を作成させ、並びに会議の次第及び出席議員の氏名を記載させ・・・なければならない」(123条1項)と規定するだけで、会議録の記載内容の詳細や公開の要否については何の定めも置いていない。
- (2) また、地方自治法115条は、議決によって議会の会議を秘密会で開くことを認め、湯河原町議会会議規則は、「秘密会の議事の記録は、公表しない」「秘密会の議事は、何人も、秘密の継続する限り他に漏らしてはならない」(92条)と定めている。
- (3) 原告の定例会における発言には、秘密会の議事に関する事項が含まれていると判断したため、議長が原告に対してその旨を指摘して発言の撤回を求め、それにより、原告が自ら発言の取消しを申し出たものである。
- (4) 本件文書が開示されることになれば、「秘密会の議事の記録は、公表しない」

とする湯河原町会議規則92条に抵触することとなり、今後の町議会の議事の運営に大きな支障が生じること(民事訴訟法220条4号ロ)は明らかである。

(5) なお、被告準備書面2の4頁以下、及び、12頁以下に記載したとおり、地方議会における秘密会の運用方法や何が秘密に該当するか等の判断は、地方議会によって大きく異なるはずであって、議会及び議長の自主的、自律的な解決に委ねるべき事項である。

(6) したがって、議長の勧告を受入れ自ら発言取消しの申し出を行い、議事録から削除された原告の発言について、司法が公開することを命じることは許されない。